

和歌山県風しん抗体検査事業実施要綱

1. 目的

主として、先天性風しん症候群の予防のために、無料で風しん抗体検査を実施することにより、予防接種が必要である風しん感受性者を把握し、風しんの感染予防及びまん延防止を図ることを目的とする。

2. 風しん抗体検査の実施対象者

和歌山県（和歌山市を除く。）に在住する次の各号のいずれかに該当する者。

ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者、又は検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者は除く。

- 1) 妊娠を希望する女性
- 2) 妊娠を希望する女性の配偶者
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 3) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者

3. 風しん抗体検査の実施

風しん抗体検査は、和歌山県風しん抗体検査事業協力申出書（別紙様式1）により県に協力を申し出た医療機関（以下「協力医療機関」という。）が実施するものとし、県は、協力医療機関について、協力医療機関一覧表（別表）を作成し、和歌山県ホームページ、市町村及び保健所での窓口、医療機関等で広く県民に対して周知するものとする。

1) 実施主体

この事業の実施主体は、和歌山県とする。

2) 実施方法

県と和歌山県医師会との間で、契約を締結し、和歌山県医師会の会員である協力医療機関に検査を実施させて、事業を行う。ただし、協力医療機関が和歌山県医師会会員でない場合は、当該医療機関と直接、契約を締結し、検査を実施させて、事業を行うものとする。

3) 検査費用

風しん抗体検査に要する受検者の費用負担は無料とする。

4) 検査の実績報告及び検査費用の請求の方法

風しん抗体検査の実績報告及び検査費用の請求については、検査実施月分を一括して和歌山県風しん抗体検査実績報告書兼請求書（別紙様式2）に風しん抗体検査申込（問診）票（別紙様式3）（3枚複写のうち県庁用と記載されているもの）を添付の上、検査実施月の翌月25日（検査実施月が3月の場合は3月31日）までに、和歌山県健康推進課に提出するものとする。

なお、本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

4. 個人情報の取扱い

風しん抗体検査の受託医療機関は、受託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守するものとし、受託業務の終了後も同様とする。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。